

～上：提案／下：再提案～

＜提案＞

平成25年7月16日

生駒市議会議長 中谷尚敬殿

市民派クラブ

7月12日開催の全員協議会において「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）」（以下「基本条例」（案）とする）の制定に関して、今後の議会の取り組み方針についての提案を募られましたので下記のように提案します。

—記—

1. 会議体は全員協議会とする。
2. 目指す方向は全会一致とする。
3. 協議の進め方は「5月31日全員協議会資料の事前配布と持参のお願い」で配布された資料を使う。具体的には
 - ①パブコメの意見として提出された条文箇所について協議を行う。但し請願に係る重複部分は協議の対象外とする。
 - ②協議の結果、意見の一致をみなかったものは多数決で決める。この場合パブコメの意見に対する回答文に「多数決により決定」と明記する。6月議会で諮られた請願4項目も同様の扱いとする。
 - ③協議（全会一致または多数決）で得られた結果を素案に反映させる。
 - ④協議の結果を素案に反映させた「基本条例」（案）を9月定例会に議長発議として上程する。

以上

＜再提案＞

平成25年7月30日

生駒市議会議長 中谷尚敬殿

市民派クラブ

「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）」（以下「基本条例」（案）とする）の制定に関する今後の議会の取り組み方針について

掲題の件に関し7月16日付けで提出しました当会派の提案ですが、7月24日開催の全員協議会での協議を踏まえ、一部を下記のように修正し再提案を致しますので宜しくお取扱い頂きますようお願い致します。

—記—

1. 会議体は全員協議会とする。
2. 目指す方向は全会一致とする。
3. 協議の進め方は「5月31日全員協議会資料の事前配布と持参のお願い」で配布された資料を使う。具体的には
 - ①パブコメの意見として提出された条文箇所について協議を行う。
 - ②協議で得られた結果を素案に反映させる。
 - ③協議の結果を素案に反映させた「基本条例」（案）を9月定例会に議長発議として上程する。

以上